

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(第5期)の策定について

1 第5期計画策定の必要性

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(平成18年4月施行)」第7条に基づき策定するもので、現行の第4期計画は令和7年度が最終年度となることから、第5期計画を策定するもの。

2 計画の骨子(案)

(1) 計画期間

これまでの計画期間及び新・宮城の将来ビジョンの計画期間との整合から、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

計画	H19～H23	H24～H28	H29～R2	R3～R7	R8～R12
ビジョン	前ビジョン当初予定期間		延長期間	新ビジョン予定期間	
本計画	1期	2期	3期	4期	5期

※ビジョンの延長は、震災復興計画の終期に合わせたもの

(2) 目標

第4期計画で掲げた「県民一人ひとりが、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせるまちを実現する」は、条例の目的に合致したものであり、第5期計画においても維持する。

(3) 基本方針

第4期計画で掲げた「支え合い」、「見守り」、「環境整備」は、条例の基本理念に合致したものであり、第5期計画においても維持しつつ、社会情勢等による新たな視点を加える。

(4) 施策体系（現行計画：6つの方向性と18の推進項目）

改定毎に基本計画の「方向性」及び「推進項目」を見直しており、次期計画も(3)の視点を踏まえ必要に応じて見直しを図るものとする。

なお、令和6年度第2回委員会における資料として、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(第5期)策定の視点」を調製したので、委員から御意見をいただきたい。

項目	1期	2期	3期	4期(現行)	5期(次期)案
方向性	6	8	9	6	今後検討
推進項目	13	20	23	18	

3 次期計画策定に向けたスケジュール

年月	計画	委員会	県議会	備考
令和6年度 1月9日	諮問	令和6年度 第2回委員会		
令和7年度 4月	検討		常任委員会報告	
7月	素案	令和7年度 第1回委員会		
11月	中間案	第2回委員会		
12月			常任委員会報告 → パブリックコメント	
			常任委員会 集中審議(予定)	
1月	最終案	第3回委員会		
	答申			
2月	議会提案		令和8年2月定例会 ←	庁内推進本部会議
3月	議決・策定			

4 参考

(1) 前回(4期計画)の改定ポイント

- ・基本的には前計画の施策体系は変更せず、重複している項目を整理し、社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行った。
- ・前計画では9の方向性の下に23の推進項目を掲げていたが、新計画案では整理し、6つの方向性の下に18の推進項目を掲げた。
- ・「ながら見守り」や事業者の防犯CSR活動を追加した。
- ・特殊詐欺や悪質商法被害の対策、インターネット犯罪被害の集約、情報モラルの推進を追加した。

(2) 条例抜粋

<p>○犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例</p> <p>【目的（第1条）】 犯罪が起きにくい環境づくりを進めるために必要な事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを推進し、もってすべての県民が安心して暮らせるまちを実現する</p> <p>【基本理念（第2条）】</p> <p>① 自らの安全は自らが守り、地域の安全は地域が守るという防犯意識の高揚を図るとともに、県民運動として、お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。</p> <p>② 子ども、女性、高齢者、障害者及び外国人その他の特に防犯上の配慮を要する者を犯罪被害から守ること。</p> <p>③ 基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行うこと。</p> <p>【基本計画（第7条）】 知事は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念のつとめ、安全・安心まちづくりに関する基本計画を定める。基本計画には、次の事項を定める。</p> <p>① 安全・安心まちづくりに関する基本的方向</p> <p>② 安全・安心まちづくりの推進のための施策に関する事項</p> <p>③ 前二号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりの推進に関し必要な事項</p>
